

会計基準Digest

会計基準を巡る動向 2014年12月号

会計基準 Digest は、日本基準、修正国際基準、IFRS 及び米国基準の主な動向についての概要を記載したものです。



1. 日本基準

■ 法令等の改正

該当なし

■ 会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ)、日本公認会計士協会(JICPA))

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

- (1) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(案)」等の公表(平成26年12月24日 ASBJ)

本公開草案は、平成26年3月26日付で、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が施行され、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等が改正されたことを受け、これまでに公表された会計基準のうち、単体開示の簡素化に関連する開示項目の一部見直しを図ることを提案している。

 コメントの締切りは平成27年2月24日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#) (2014年12月26日発行)

- (2) 「退職給付に関する会計基準の適用指針(案)」の公表(平成26年12月24日 ASBJ)

本公開草案は、平成24年1月31日付で厚生労働省から厚生労働省通知が発出され、厚生年金基金及び確定給付企業年金の財務諸表の表示方法が変更されたことを受けて、現行の企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」の定めのうち、その表示方法の変更に関連する変更、主に複数事業主制度の注記内容に関する変更を提案している。

 コメントの締切りは平成27年2月24日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#) (2014年12月26日発行)

- (3) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」の公表(平成26年12月24日 ASBJ)

本公開草案は、連結財務諸表の作成における、在外子会社の会計処理の当面の取扱いを定めることを目的とした、現行の実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の定めの一部を改正することを提案している。

具体的には、平成26年1月に改正された米国におけるのれんに関する会計基準への対応、及び平成25年9月に改正された企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」への対応を行うための修正が提案されている。

 コメントの締切りは平成27年2月24日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#) (2014年12月26日発行)

■ その他

「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案)《コーポレートガバナンス・コード原案》」の公表(平成26年12月17日 金融庁及び東京証券取引所)

本コード(原案)は、平成26年6月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2014において、コーポレートガバナンス・コードの策定に向けた施策が盛り込まれたことを受けて、金融庁と東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」が設置され、そこでの議論を取りまとめたものである。

本コード(原案)は、健全な企業家精神の発揮を促し、会社の持続的な成長と中期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置きつつ、同時に中長期の投資を促す効果をもたらすことも期待している。

本コード(原案)において、「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域・社会等の立場を踏まえた上で透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味しており、こうした認識に基づき、本コード(原案)には、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する以下の5つの基本原則が盛り込まれている。

1. 株主の権利・平等性の確保
2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
3. 適切な情報開示と透明性の確保
4. 取締役会等の責務
5. 株主との対話

 コメントの締切りは平成27年1月23日である。今後、本コード(原案)は、国内外からのコメントを受けて、東京証券取引所において関連する上場規則等の改正も行った上で、平成27年6月1日から適用することが想定されている。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#) (2014年12月24日発行)

日本基準についての詳細な情報、過去情報は [あずさ監査法人のウェブサイト\(日本基準\)](#)へ

2. 修正国際基準

■ 会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ))

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

2014年12月22日、IFRSのエンドースメントに関する作業部会(以下「作業部会」という)が開催された。[第19回](#)の作業部会では、前回に引き続き、2014年7月に公表された修正国際基準の公開草案に寄せられた[コメント](#)への対応を検討した。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は [あずさ監査法人のウェブサイト\(修正国際基準\)](#)へ

3. IFRS

■ 会計基準等の公表(国際会計基準審議会(IASB)、IFRS解釈指針委員会)

【最終基準】

(1) 「開示イニシアティブ(IAS第1号の改訂)」の公表(2014年12月18日 IASB)

本改訂により、IAS第1号「財務諸表の表示」の以下の論点に関する改訂が行われた。

- 有用でない情報を提供することで有用な情報が埋没し、財務諸表の理解可能性を低下させてはならないことが明確化された。また、最小限の開示要求事項が規定されている場合でも、その開示要求事項に従った情報が重要でなければ開示しないことを明確化した。
- 財務諸表の表示に係る要求事項は、特定されている項目について重要性がない場合にまで個別に表示することを求めているのではないことを明確化した。また、財務諸表に追加的に小計を表示する場合の要求事項を明確化した。
- 注記の体系的な重要性を決定するにあたり、財務諸表の理解可能性と比較可能性に与える影響を考慮することを明記した。
- 持分法を適用する関連会社及び共同支配企業から生じるその他の包括利益の持分相当額の表示に関して、当期純利益にリサイクルされる項目とされない項目とに区分して表示することを明確化した。

 本改訂は、2016年1月1日以降開始する会計年度から適用される。早期適用は認められる。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#) (2014年12月25日発行)

(2) 「投資企業: 連結の例外規定の適用(IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の改訂)」の公表(2014年12月18日 IASB)

本改訂は、以下の4つの論点に関して規定の明確化を行っている。

- 投資企業である親会社の子会社が、他の会社の親会社でもある場合の、連結財務諸表の作成に関する例外規定の適用
- 投資企業である親会社の投資活動に関連するサービスを提供する子会社の連結
- 投資企業である投資先に対する持分法の適用
- IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の適用範囲

 本改訂は、2016年1月1日以降開始する会計年度から適用される。早期適用は認められる。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#) (2014年12月24日発行)

【公開草案】

公開草案「開示イニシアティブ (IAS 第7号の改訂案)」の公表
(2014年12月18日 IASB)

本公開草案は、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」における、企業の財務活動と現金及び現金同等物に関する開示の改善についての投資家の要請に対応したものである。

- キャッシュ・フロー計算書上、財務活動として分類されるキャッシュ・フローが関連する財政状態計算書における項目（資本項目を除く）について、期首残高と期末残高との調整表を開示することが提案されている。
- 企業の現金及び現金同等物の使用に関する意思決定に影響を与える経済的または法的な制限といった、企業の流動性を理解するために関連する事項があれば開示することが提案されている。

 適用時期は、寄せられたコメントを踏まえて決定される。早期適用を認めることが提案されている。コメントの締切りは2015年4月17日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#) (2014年12月25日発行)

IFRSについての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(IFRS\)へ](#)

4. 米国基準

■ 会計基準等の公表 (米国財務会計基準審議会 (FASB))

【最終基準 (会計基準更新書 (Accounting Standards Update, ASU))】

ASU第2014-18号「事業結合 (Topic 805): 事業結合における識別可能な無形資産の会計処理—非公開会社協議会のコンセンサス」
(2014年12月23日 FASB)

本ASUは、事業結合等において、一部の無形資産 (特定の顧客関連無形資産及び競争避止契約) については、のれんと区分して認識する必要はないとする代替的な会計処理を会計方針として選択することを非公開会社に認めるものである。

本ASUは、非公開会社に対し、のれんを10年間 (または、特定の状況においては10年未満の期間) にわたって償却することを認めるとしたASU第2014-02号「のれんの会計処理」の公表 (IFRS Digest 14-1) の2.(1)②を参照) を受けて、米国非公開会社協議会

(Private Company Council, PCC) で審議され、FASBの承認を経て公表されたものである。

 非公開会社は、2015年12月16日以後に開始する会計年度において本ASUの代替的な会計処理の適用対象となる最初の取引が発生した時点で、この代替的な会計処理を会計方針として採用するか否かを決定しなければならない。この代替的な会計処理を適用する非公開会社は、ASU第2014-02号ののれんの償却についての代替的な会計処理も適用する必要がある。早期適用も認められる。

【公開草案 (会計基準更新書案 (ASU案))】

ASU案「他の投資会社への投資に関する開示」の公表 (2014年12月4日 FASB)

本ASU案は、FASBによる会計基準のコード化体系 (FASB Accounting Standards Codification, ASC) Topic 946「金融サービス—投資会社」の適用範囲に含まれ、他の投資会社への投資を保有する投資会社に対し、それらの投資に関する特定の情報の開示を義務付けるものである。本ASU案では、以下の提案がなされている。

- マスター・フィーダー契約におけるフィーダー・ファンドに対し、自身の財務諸表とともにマスター・ファンドの財務諸表を提出することを義務付ける。
- 1940年投資会社法に基づく規制対象となる投資会社に対し、報告日において、被投資ファンドが保有する投資のうち、報告企業である投資会社の純資産の5%を超えるものについて特定の情報を開示することを義務付ける。

 本ASU案は将来に向かって適用され、早期適用も認められる予定である。適用日は、ASU案に寄せられたコメントを検討した後に決定される予定である。コメントの締切りは2015年2月17日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [Defining Issues 14-53](#) (英語)

■ その他の動向

SECの主任会計官が米国におけるIFRSの組込方法について言及

米国証券取引委員会 (SEC) のJim Schnurr主任会計官は2014年12月8日、米国公認会計士協会 (AICPA) 主催の「最近のSEC及びPCAOBの動向に関する2014年AICPA全国大会」(2014年12月8日) において、米国にIFRSを組み込む方法について言及した。

Schnurr氏は、米国でのIFRSへの対応が不明確であることに世界の投資家が懸念を抱いているため、近い将来にSECの委員に何らかの提案をすることを優先事項としてしていると述べた。その上で、

IFRSを組み込む方法の例として、特定の米国の国内登録企業に対し、U.S. GAAPベースの財務情報に加えて、IFRSベースの財務情報も開示することを認める方法をあげている。現行のSEC規則においては、IFRSベースの数値は「Non-GAAP」の測定値としてGAAPの数値との調整が要求されるため、IFRSベースの財務情報の取扱いを変更すべきか否かについても言及している。

Schnurr氏は、この例を出発点として、IFRSの組み込みまたはIFRSの使用に対し取りうるアプローチと、それらに関連する問題及び懸念について、今後数ヶ月でSECの委員で審議を開始できればよいとの希望を述べた。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [Issues In-Depth](#) (2014年12月19日発行)(英語)

米国基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(米国基準\)](#)へ

■ [KPMG会計・監査AtoZアプリのご紹介](#)

あずさ監査法人が提供する会計情報アプリ「KPMG会計・監査AtoZ」では、いつでも・どこでも日本基準、修正国際基準、IFRS、そして米国基準に関する会計・監査情報を閲覧できるほか、動画による解説コンテンツを視聴することができます。

【最近公開した主な動画解説コンテンツ】

- [オンライン解説 2014年11月IASB会議速報](#)
- [オンライン解説 2014年11月IFRS-IC会議速報](#)
- [オンライン解説 【速報】公開草案 株式に基づく報酬取引の分類及び測定\(IFRS第2号の改訂\)](#)



編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、[あずさ監査法人のウェブサイト](#)をご確認ください。

- [あずさ監査法人トップページ](#) ([Link](#))
- [日本基準](#) ([Link](#))
- [修正国際基準](#) ([Link](#))
- [IFRS](#) ([Link](#))
- [米国基準](#) ([Link](#))